水質汚濁性農薬等適正使用指導要領

(目的)

第1 この要領は、水質汚濁性農薬等の適正な使用について必要な事項を定めることにより、生活環境動植物の被害及び公共用水域の汚濁に伴う人畜への被害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2 この要領において、「水質汚濁性農薬」とは、農薬取締法施行令(昭和46年政令第56号)第2条 に規定する農薬をいう。
- 2 この要領において、「水質汚濁性農薬等」とは、水質汚濁性農薬及び農薬取締法(昭和23年法律第 82号)第16条に基づく表示の中に「生活環境動植物に有害な」旨の表示のある農薬をいう。

(魚毒性の低い農薬の使用推進)

第3 県内全域にわたり、魚毒性の低い農薬の使用を推進し、水質汚濁性農薬等はできる限り使用しないよう努めるものとする。

(水質汚濁性農薬の使用の自粛)

第4 水質汚濁性農薬は、県内全域で使用を自粛するものとする。

(適正使用)

- 第5 水質汚濁性農薬等をやむを得ず使用する場合は、以下の事項に留意する。
- (1) 散布された薬剤が、河川、湖沼、海域及び養殖池(以下、「河川等」という。)に飛散又は流入するおそれのある場所では使用せず、これらの場所以外でも一時に広範囲には使用しないこと。
- (2) 使用残りの薬液が生じないように調製を行うとともに、散布に使用した器具及び容器を洗浄した水、使用残りの薬液は、河川等に流さず、散布むらの調整等に使用する。
- (3) 使用後の空容器、空袋等は、廃棄物処理業者に処理を委託するか、市町村又は農業団体等による回収・処理システムのある地域では定められた方法により処分することにより、生活環境動植物に影響を与えないよう安全に処理すること。

附 則

この要領は、平成3年11月1日から施行する。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月5日から施行する。

附即

この要領は、令和2年9月1日から施行する。